

【様式8-1】

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）連帯保証人・保証人等変更届 [奨学生番号：614~]

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、奨学金の借用金額（増額があった場合を含む）を借用するにあたり、機構についての規定を遵守し、本人及び下記の各人の了承を得たうえで下記のとおり旧連帯保証人・旧保証人・旧国内連絡者を新連帯保証人・新保証人・新国内連絡者に変更しますので、必要な書類を添付の上お届けます。

		変更届記入日		(西暦) 年 月 日	
奨学生本人	奨学生番号	6	1	-	06
	住民票記載の住所 (都道府県名から)	〒 -			
	フリガナ氏名	印↓			
	漢字氏名 (自 署)				
	電話番号	() () () () () ()			
新連帯保証人	私は、返還誓約書記載の奨学生本人の借用金額（増額があった場合を含む）を確認し、機構についての規定を遵守し、奨学生本人の債務の一切を連帯して保証します。				
	住所 (都道府県名から)	〒 -			
	フリガナ氏名	実印↓			
	漢字氏名 (自 署)				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生
新保証人	私は、返還誓約書記載の奨学生本人の借用金額（増額があった場合を含む）を確認し、機構についての規定を遵守し、奨学生本人の債務の一切を保証します。				
	住所 (都道府県名から)	〒 -			
	フリガナ氏名	実印↓			
	漢字氏名 (自 署)				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生
新国内連絡者	私は、返還誓約書記載の奨学生本人の借用金額（増額があった場合を含む）を確認し、機構についての規定を遵守し、奨学生本人の債務の一切を保証します。				
	住所 (都道府県名から)	〒 -			
	フリガナ氏名	印不要			
	漢字氏名 (自 署)				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生

←本人による記入必須。未成年は新連帯保証人と親権者1は同じ

連帯保証人・保証人の選任条件については右記を必ず参照のうえ選任。該当者欄は全て記入。

-----以下は未成年者のみ記入してください。-----

※奨学生本人の未成年判定はこの用紙の変更届記入日（作成日）を基準日としてください。

親権者1・後見人	住所 (都道府県名から)	〒				
	フリガナ氏名	印↓				
	漢字氏名 (自 署)					
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	続柄 ()
	電話番号	()	携帯電話番号	()	()	()
親権者2	住所 (都道府県名から)	〒				
	フリガナ氏名	印↓				
	漢字氏名 (自 署)					
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	続柄 ()
	電話番号	()	携帯電話番号	()	()	()

記入する前に必ず以下を確認してください。

【連帯保証人・保証人等変更届 記入上の注意点】

「奨学生のしおり」の保証制度についての記述を参考に、**もれなく漏りがないよう全て記入・押印し、連帯保証人変更(改氏名・氏名訂正)・保証人変更(改氏名・氏名訂正)の場合には必要な書類を添付のうえ、本機構に提出してください。**

- ・「変更届記入日」、「奨学生本人」欄は必ず記入・押印してください。これらの記入がない場合、変更が認められません。
- ・必ず該当者自身が記入し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。
- ・記入を誤った場合は、新しい用紙に書き直しをしてください。修正液での訂正は認められません。直接この用紙を訂正するときは、該当箇所にご二重線を引き、該当者の訂正印(新連帯保証人欄・新保証人欄は実印)を押印して訂正してください。
- ・本人の住所は住民票（または除票）記載の国内住所を都道府県名から記入してください。
- ・連帯保証人、保証人の住所は住民票の住所を都道府県名から記入してください。

・続柄の（ ）には、具体的な続柄を記入し、その隣 には下記の続柄コードを参照し、**数字3桁のコードを記入してください。**

※「未成年後見人」とは通常未成年者に対して親権を行う者（一般的には父・母）がないときに法定代理人となる者のことです。

続柄コード（未成年後見人以外）					続柄コード（未成年後見人）		
111 父	421 祖父	435 甥	443 その他(4親等以内)	322 兄弟(未成年後見人)	432 おじ(未成年後見人)	442 いとこ(未成年後見人)	
211 母	423 祖母	437 姪	491 その他(知人等)	324 姉妹(未成年後見人)	434 おば(未成年後見人)	444 その他(4親等以内・未成年後見人)	
321 兄弟	431 おじ	441 いとこ		422 祖父(未成年後見人)	436 甥(未成年後見人)	492 その他(知人等・未成年後見人)	
323 姉妹	433 おば	411 子		424 祖母(未成年後見人)	438 姪(未成年後見人)		

新連帯保証人及び新保証人の選任条件は以下のとおりです。条件に該当するか必ず確認してください。

【連帯保証人】…「**印鑑登録証明書**」「**収入に関する証明書**」「**様式8-2返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書**」を添付してください。

- ・改氏名・氏名訂正の場合「収入に関する証明書」の提出は不要です。
- ・連帯保証人は奨学生本人が未成年者の場合はその親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。
- ・奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
- ・未成年者及び学生でないこと ・ 奨学生本人の配偶者（婚約者を含む）でないこと、 ・ 債務整理中（破産等）でないこと。
- ・貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が45歳以上の場合、その時点で60歳未満であること。

【保証人】…「**印鑑登録証明書**」「**様式8-2 返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書**」を添付してください。

- ・奨学生本人及び連帯保証人と別生計であること。兄弟等で同一住所で生計が異なる者を保証人に選定した場合その旨を欄外に記入すること。
- ・奨学生本人の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ・貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が45歳以上の場合、その時点で60歳未満であること。
- ・原則として返還誓約書の誓約日時点で65歳未満であること。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合はその届出日現在で65歳未満であること。
- ・未成年者及び学生でないこと、 ・ 奨学生本人又は連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと、 ・ 債務整理中（破産等）でないこと。
- ※ 4親等以内の親族でない者を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選んでください。

その場合、**「返還保証書」及び「資産等の証明書類**」の提出が必要となります。

※ 収入に関する証明書類は取得できる直近のものを、印鑑登録証明書は変更届記入日から3ヶ月前以降に発行されたものを添付してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸付業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。